

別表第1 点検業務の実施項目

区分	電気工作物		実施項目	摘要
監視	低圧電線路及び 使用場所の設備	配線及び機械器具	絶縁監視	絶縁監視装置を設置している場合
月次点検	電気設備全般		外部点検 (注)非常用予備電源装置については、外部点検以外に、発電装置は起動停止の状態を、蓄電池装置は電解液量をそれぞれ確認、点検を行う。	変圧器バンクごとの電圧・電流のチェック(配電盤等に計器を取り付けてあるもの)及び漏洩電流の測定を行う。ただし、絶縁監視装置を設置している場合は漏洩電流の測定を省略することができる。
年次点検	受電設備	責任分界点となる開閉器, 引込口配線	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		配線	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		受配電盤	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		計器用変成器	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		保安装置(継電器)	外部精密点検 動作試験 (表示・警報)	手動による(継電器のテストボタン等により動作させる。)
		高圧遮断器 高圧開閉器類	外部精密点検 絶縁抵抗測定 動作試験 (表示・警報)	手動による(継電器のテストボタン等により動作させる。)
		変圧器	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		その他計器	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		接地装置	外部精密点検 接地抵抗測定	
	構内電線路	電線路	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		接地装置	外部精密点検 接地抵抗測定	
	使用場所の設備	配線及び機械器具	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		接地装置	外部精密点検 接地抵抗測定	

区分	電気工作物		実施項目	摘要
年次点検	非常用予備発電設備	発電機	外部精密点検 絶縁抵抗測定 動作試験	手動による
		燃料タンク	外部精密点検	
		ギアポンプ	外部精密点検 動作試験	自動による
	太陽電池 その他付属装置		外部精密点検 絶縁抵抗測定 動作試験	非常用予備発電機との連携確認
	避雷針設備		外部精密点検 接地抵抗測定	
臨時点検	受配電盤		計器校正試験	誤差が大きく校正試験が必要なとき実施する。
			制御装置試験 (シーケンス試験)	
	保安装置		継電器動作特性試験及び遮断装置結合動作試験	
	高圧機器の絶縁油		絶縁油点検	過負荷、短絡等の実績があり点検を必要とするとき実施。
			絶縁油の絶縁耐力及び酸化試験	絶縁油点検の結果により実施する。
	非常用予備電源装置		制御装置試験 (シーケンス試験)	
	電気設備全般		外部点検	電気事故、気象及び災害時に被害の把握を重点的に実施する。
高圧遮断器, 高圧開閉器		内部点検		

- (注) 1. 外部精密点検には端子締め付け点検を含む。
2. 絶縁監視装置を設置する場合、設置する絶縁監視装置が、経済産業省告示第249号に基づく低圧電路の絶縁状態の的確な監視が可能な装置である場合等、同告示第4条八の要件を満たす場合においては、月次点検を毎月1回でなく、隔月1回以上の点検としても差し支えない。

別表第2 点検業務の実施項目

1. 点検又は試験等の一部を実施しない項目

1. 漏電火災警報器, 昇降設備等の取扱に, 法令による特定の資格を要するもの及びオートメーション化された工作機群のように, 取扱に高度の専門技術を要するものについては, 主開閉器から各機器の電源回路までの絶縁抵抗試験(実施可能なものに限る。)以外の点検及び試験。
2. 移動して使用する電気機器及びこれに付属する電線については, 常時電路に続いて使用されるもの及び点検時現場に置かれてあるもの以外のものすべての点検及び試験。
3. 密閉防爆型機器のように, 構造上点検できない機器の外部点検及び絶縁抵抗測定以外の点検及び試験。
4. 非常用予備発電装置の外部点検, 起動停止試験, 外部精密点検, 絶縁抵抗測定, 制御装置試験以外の点検及び試験(消防法で定める負荷試験等)
5. 有毒ガス発生箇所及び酸素欠乏場所に設置された機器や配線等の点検測定及び試験。

2. 上表に掲げる電気工作物については, 委託者は受託者の意見をきいて委託者の負担において, 必要な点検又は試験を電気工事業者, 電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。

この場合, 委託者は受託者に点検又は試験の結果の記録を提示し, 受託者は必要に応じて指導又は助言するものとする。

別表第3 保安管理業務担当者等

区分	氏名	生年月日	電気主任技術者 種類・番号
保安管理業務 担当者			
保安管理業務 従事者			
保安管理業務 従事者			
保安管理業務 従事者			
保安管理業務 従事者			